

(別添)

処分年月日	建築士事務所の名称	所在地	開設者の氏名	建築士事務所の別	登録番号	処分の内容	処分の原因 となった事実	処分の理由
令和 7 年 3 月 25 日	株式会社高橋建築 二級建築士事務所	倉敷市茶屋町 399番地の 8	株式会社 高橋建築 代表取締役 高橋 弘	二級建築士事務所	岡山県知事登録 第4633号	令和 7 年 7 月 16 日 から閉鎖 1 月	株式会社高橋建築二級建築士事務所の管理 建築士である沢田真が、岡山県内の建築物 (木造、地上階数 2、戸建て住宅、1 戸) について、株式会社高橋建築二級建築士事 務所の業務に関し、専任の管理建築士とし て、建築士法第 24 条第 3 項の規定に違反 し、建築士事務所の業務に係る定められた 技術的事項を総括することを怠り、事務所 管理を行わなかったため、同事務所の従業 員が無確認着工を行う事態を招き、建築士 法第 10 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 25 日付けで岡山県知事から懲戒処分を受 けた。	建築士法第 26 条 第 2 項第 4 号